

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成二十五年四月一日」を「公布の日」に改め、同条ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日」を「第一条中健康保険法第一条の改正規定、同法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十五条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第一条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十五年十月一日」に改め、同条各号を削る。

附則第三条中「附則第一条第二号に掲げる」を「附則第一条ただし書に規定する」に改める。